

【林野庁より周知依頼】特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの改正について

(一社)全日本木材市場連盟会員各位

標記の件、林野庁林政部木材産業課から、下記の通り周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

記

木材関係団体の皆様

平素より森林・林業・木材産業行政に御理解・御協力いただきありがとうございます。

さて、個人情報保護委員会(政府機関)から、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの改正について周知依頼がありました。

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインについては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成 25 年法律第 27 号)の改正に伴い、個人番号(マイナンバー)の利用範囲の拡大に関する所要の改正が行われ、令和5年7月31日に施行されています(添付資料参照)。

このことにつきまして、貴団体内及び傘下会員の皆様に対して周知いただきますようお願いいたします。

(添付資料)

- ・[新旧対照表\(事業者編\)](#)
- ・[特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン\(事業者編\)](#)